

令和 3 年 7 月 5 日

各課等の長 殿

総括個人情報保護管理者※

## 個人情報の漏えい等事案に関する注意喚起

本市では、霧島市個人情報管理規程(平成 28 年霧島市訓令第 10 号。以下「管理規程」という。)に定める個人情報の漏えいその他個人情報の管理に関して問題となる事案が発生又はそのおそれがある事案が発覚した場合(管理規程に定める特定個人情報等の漏えい等の事案その他の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合を含む。以下「漏えい等事案」という。)に備え、令和 2 年 7 月に「霧島市個人情報漏えい等事案の対応に係る要領(以下「漏えい等事案対応要領」という。)」を策定しました。

このような中、別紙 1「個人情報を含む文書の誤送付について」のとおり、本年 4 月に漏えい等事案が発生し、漏えい等事案対応要領に即した対応を行うとともに、当該事案が発生した課において、当該事案に対する再発防止措置を講じたところです。

については、各課等の業務におきましても、個人情報又は特定個人情報の漏えい等が生じることのないよう、当該情報の取扱いには十分にご留意ください。

なお、漏えい等事案が発生した場合には、別紙 2「【概要版】霧島市個人情報漏えい等事案の対応に係る要領について」及び別紙 3「霧島市個人情報漏えい等事案の対応に係る要領」の内容に即した対応を行ってください。

※ 総務部に関する事務を担当する副市長をいう。

問合せ先

総務部総務課 文書法制グループ

担当 柳田・泊 内線 1141・1142